

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月30日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年大阪市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(危険動物等取扱手当) 第9条 [略] [2 略] 3 条例第12条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、生活衛生監視事務所に勤務する職員又は保健福祉センターの所管する業務を行う職員とし、人事委員会規則で定める作業は、 <u>蜂</u> の駆除作業とする。 <u>(災害応急作業等派遣手当)</u> <u>第12条</u> 条例第17条第1項に規定する	(危険動物等取扱手当) 第9条 [同左] [2 同左] 3 条例第12条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、生活衛生監視事務所に勤務する職員又は保健福祉センターの所管する業務を行う職員とし、人事委員会規則で定める作業は、 <u>はち</u> の駆除作業とする。 [新設]

人事委員会規則で定める職員は、同項に規定する区域を管轄する地方公共団体から同項に規定する作業又は業務に対する給与その他の給付の支給を受ける職員とする。

第13条～第16条 [略]

第12条～第15条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第12条の規定は、令和6年1月1日から適用する。